

令和6年2月29日

保護者 様

館山市教育委員会

### 学校における働き方改革の推進について（お知らせ）

社会環境の変化に伴い、学校を取り巻く環境は複雑化、多様化しており、学校に求められる役割も拡大しています。こうした中、館山市教育委員会が実施した教職員の勤務実態調査の結果、教職員の超過勤務の深刻な実態が明らかになりました。

教職員が心身ともに充実して子どもたちと向き合い、誇りややりがいをもって職務に従事できる環境を整備することが学校教育の発展につながります。このような考えに基づき、持続可能な学校における指導・運営体制の構築を目指して、働き方改革を進めていくことが喫緊の課題となっています。

また、文部科学省からも、教職員の働き方改革に向けて、部活動の地域移行や教育職員の業務量の適切な管理についてなど、様々な方針や通知が出されています。

そこで、館山市教育委員会では、教職員が心身ともに健康を保つことができる環境を整え、子どもたちの成長に真に必要な、効果的な教育活動を継続的に行うことができるようにすることを目的として、令和6年4月から下記の取組をとおして学校の業務改善を進めていきます。

保護者や地域の皆さまには、「学校における働き方改革の推進」について、ご理解とご協力をお願いします。

#### 記

##### 1. 教育課程（日課表）の見直し

学校行事や日課表の組み方を工夫し、1週間の中に5時間授業の日を設定したり、給食終了後に下校する日を増やしたりする等、教職員が勤務時間内に事務処理等ができる時間を確保します。

##### 2. 学校における電話対応時間の設定（詳細は別紙お知らせをご覧ください。）

学校における電話対応時間を設定し、教職員の時間外勤務の縮減を目指します。

###### <授業のある日>

小学校：午前7時40分頃から午後5時頃まで

中学校：午前7時40分頃から最終下校時刻の30分後まで（部活動のある日）

午前7時40分頃から午後5時頃まで（部活動のない日）

###### <長期休業期間の月曜日から金曜日まで>

午前8時から午後4時30分まで

###### <土・日・祝日，長期休業中等の完全休業日，年末年始>

終日，電話対応はいたしません

※上記の時間については原則であり、各校の実情に応じて多少前後します。また、学校

行事等により設定時間を変更する場合があります。詳細につきましては、学校だより等で各学校からお知らせします。

### 3. 「部活動ガイドライン」の順守

「部活動のためのガイドライン」に定めた活動時間や休養日の基準を順守します。

「部活動のためのガイドライン」から抜粋

#### ●適切な活動時間

- ・平日の活動時間は、朝・放課後合わせて、長くとも2時間程度とする。
- ・土曜日、日曜日を含む学校休業日の活動時間は長くとも3時間程度とする。
- ・上記を超えて活動する場合であってもその前後の日の活動時間を短縮すること等により過度にならないよう留意し、活動時間を延長する場合については、校内でルールを定め、日常化を防ぐ。

#### ●休養日の設定

- ・学期中は、1週間のうち平日に1日以上、週末に1日以上、少なくとも週当たり2日以上休養日設けることを基準とする。
- ・週末に大会等に参加した場合は他の日に休養日を振り替える。
- ・長期休業中は学期中の休養日の設定に準じた扱いとするが生徒及び顧問自身が十分な休養を取ることができるようまとまった休養期間を設ける。

「部活動のためのガイドライン」の全文は、  
館山市のホームページで公開しています。



<https://www.city.tateyama.chiba.jp/kyousoumu/page100125.html>

### 4. 部活動加入の在り方の見直し

今後検討を進めていく「部活動地域移行」を見据え、これまでの、地域のクラブチーム等に参加している生徒においても、いずれかの部活動への所属を推奨してきたことを見直し、部活動加入をより柔軟に対応します。